

一時保護所第三者評価 結果報告書（令和3年度）

1. 目的

大阪府では、一時保護所は子ども家庭センター併設ではなく、2か所の一時保護所において、府内6か所の子ども家庭センター（児童相談所）が一時保護を決定した児童を受け入れている。一時保護は、子どもの安全の迅速な確保、適切な保護を行い、子どもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するために行われるが、子どもの安全確保のみならず、一時保護中においても子どもの権利は最大限保障されるべきものである。より一層、子どもの権利擁護を図るため、一時保護所の自己評価及び第三者評価を通じ、一時保護における質の確保・向上を図る。

2. 評価者

大阪府社会福祉審議会児童福祉専門分科会 児童虐待事例等点検・検証専門部会
(五十音順、敬称略) (◎: 部会長)

大久保 圭策	大久保クリニック 医師
加藤 曜子	流通科学大学 名誉教授
◎才村 純	東京通信大学 人間福祉学部 教授
佐藤 拓代	公益社団法人 母子保健推進会議 会長
峯本 耕治	特定非営利活動法人 TPC 教育サポートセンター代表／弁護士

3. 対象施設 中央子ども家庭センター 一時保護所(保護第二課)

評価委員が訪問調査した日	令和 3 年 11 月 10 日	評価受審回数	1回目
--------------	------------------	--------	-----

4. 評価方法

中央子ども家庭センター保護第二課による自己評価、利用者である子どもによる評価、部会委員による一時保護所職員からのヒアリングを総合し、部会として評価結果を取りまとめた。

子どもによる評価については、部会委員による実地調査でのヒアリング及び児童に対してのアンケート調査を実施した。

5. 評価基準

a	よりよい一時保護の水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
b	十分な取り組みがみられるが、さらに工夫の余地がある状態
c	取り組んでいない、あるいは取り組んでいるが十分ではない状態

総評

○ 子どもの権利保障、環境や体制整備、運営や子どもへのケア、アセスメント、一時保護の開始と解除手続きに関する説明など幅広く評価を行ったが、子どもの権利を尊重した子ども本位の支援が行われており、基本的に大きな問題は認められなかった。現に入所児童に対するアンケートでも「ここでの生活で、この職員に大切にされていると感じることはありますか」との間にほとんどの子どもが肯定的に答えている。

○ 大阪府の一時保護所は、相談部門から地理的に離れており、一時保護所と相談部門の相互の情報共有や意思疎通が図りにくいという問題があるが、児童福祉司や児童心理司との面談や電話での意見交換を積極的に行っていることに加え、行動観察記録などをオンラインでリアルタイムに共有できるシステムが整備されていること、相談部門と合同での行動観察会議を開催していること等の工夫がされていることは評価に値する。

○ ただ、一時保護所(保護第二課)は既存の建物を活用し、改築しているため、レイアウトに制約を受けるなどの課題を抱えている。3人の評価委員で所内を視察したが、全体的に建物の雰囲気が殺風景に感じられた。子どもたちが楽しく感じられたりくつろげたりできるよう工夫をする必要がある。例えば、部屋や廊下の壁を温かい色調にする、壁に可愛い動物や花などの絵を配置するなどの工夫が考えられる。また、面接室では子どもや保護者がゆったりした気持ちで面談できるよう壁の色の工夫に加え、面接室に絵やぬいぐるみなどを置く、花をいけるなどちょっとした工夫で雰囲気は変わる。また落書きスペースなどがあれば、子どもにとって発散できる場となるし、職員が子どもの心理状態を把握できるメリットもある。

なお、子どもへのヒアリングで、「すべての窓に白いフィルムが貼られているが何とかならないか」との意見があった。屋外に出る機会がなく閉鎖的な空間で過ごさざるを得ない子どもにとって外が全く見えないのはストレスの要因となる。特に長期間入所している子どもの場合、先の見通しが見えない不安やいらだちも加わりそのストレスは想像以上であることに留意する必要がある。構造上の制約があることは理解できるが、建物全体について、安全面やプライバシーに配慮しつつ開放的で暖かな雰囲気となるよう点検・工夫されることを強く求めたい。このことは、グラウンドがなく屋外に出られない一時保護所(保護第二課)にとって特に重要である。

○ 体育館での活動のプログラム化を図られたい。子どもにとって思い切り体を動かすことは、ストレスの発散に止まらず自己表現の機会であり、人間関係の学びの機会にもなる極めて重要なものである。しかし、一時保護所(保護第二課)の場合、グラウンドがないため体育館が積極的に活用されていることは評価できる。今後は体育館での活動を子どもの発達保障や健全育成の場としてきちんと位置づけ、その活用をプログラム化していくことが望まれる。

○ 虐待など困難な生活環境の中で生活面や心理面、行動面において多くの課題をもつ子どもたちにとって個別的対応は不可欠である。しかし、一方で集団生活維持や安全管理のための制約が一定は必要なことも事実である。これらのバランスをどう図っていくべきか、一時保護所や職員の都合で子どもの自由が不当に制約されていないか、ルールのためのルールになっていないかといった点などについて再点検されることを求めたい。

例えば、性加害・被害を避けるため、男女を隔離する必要があることは理解できるが、一時保護される子どもの場合、きょうだいの存在が心の支えとなることが多い。一時保護所職員立ち会いのもとで交流を認める、相談部門の担当児童福祉司との面接時には極力きょうだいと同席できるよう配慮するなど、きょうだいの交流が図れる機会を積極的に設けるべきではないか。

○ 一時保護所が満床のため、一旦一時保護所で保護したうえで民間施設への一時保護委託へと変更するケースが多いということだが、ケースによっては、緊急保護とアセスメントという一時保護本来の使命を十分果たし得るかが懸念される。3 か所目の一時保護所の早期設置が望まれる。

I 子ども本位の養育支援

○ 一時保護の目的、一時保護所の運営理念や基本方針が書かれている「一時保護所の運営方針」を新採・新任職員対象の研修会で活用し、執務室や職員の机上に掲示することをはじめ、権利ノート、意見箱、生活アンケート、児童面接、職員自己チェック、児童福祉司や児童心理司を対象とした一時保護所の支援についてのアンケート、SST(ソーシャルスキルトレーニング)など、子どもの権利保障に向けた取り組みが積極的に行われていることは大いに評価したい。昨年度に実施した一時保護所(保護第一課)に対する評価でも指摘したが、今後これらの取り組みが形骸化しないよう組織的な点検と一層の自己研鑽が望まれる。

○ 子どもが表明する意見や要望の中には、実現不可能なものも当然含まれると思うが、その場合は懇切丁寧にその理由を伝えるなど、子ども自身が「無視された」と誤解しないようきちんとしたフィードバックに努められたい。

○ 総評でも述べたが、一時保護所(保護第二課)は既存の建物を活用したという事情から、全体に殺風景な雰囲気が感じられる。グラウンドがなく屋外での活動が大幅に制約されたり、プライバシー保護のため全ての窓に白いシートが貼られたりして圧迫感があるなど、環境面では子ども本位の生活空間として十分とは言えない。開放的で明るい雰囲気の施設となるよう点検と工夫が必要である。

○ 一時保護所は、シェルター機能も有しているため、基本的に外出、通学については職員同伴の場合を除き許可していないが、このことは理解できる。また、家族等との通信・面会につ

いても同様の理由から、一定の制限をせざるを得ないこともやむを得ないと考えられる。

このような制限については、入所時に子どもに対し理由も含めて説明し、同意を得ているが、制限が最小限になるよう十分に検討できているとは現状ではいえない。現在、一時保護所では、

- ・保護者との面会・通信について、保護者が一定のルールが守れそうな場合には認めることができるか
- ・自力で交通機関を使って通学できる高校生等については一時保護所からの通学を認めることができるか

などの観点から一層の見直しを進めているとのことであり、その結果を期待したい。

○ 支援においては、子どもの尊厳を大切にし、これまで生きてきた生活環境による影響等も理解したうえで、共感的に寄り添う支援に努めている。しかし、経験年数の少ない職員は、不穏な言動を示す子どもがいた場合にその子どもにかかりきりにならざるを得ないこともあり、集団全体に目が行き届きにくくなったり、また、不穏な子どもの言動の影響で周囲の子どもたちが生活に安心感を持ちづらくなることもある。このため、「すべての子どもに対して十分に気持ちを受け止めるような理想的な支援をしきれていない」と感じてしまう職員もいる。

職員のスキルアップのために、研修やジョブトレーナーの配置、総括主査等によるスーパービジョンなども実施されているが、集団の人数が多く、ユニット化・個室化もされていないことから、個別性を重視した支援を十分にしづらい環境となっている。今後ともこれら職員へのサポート体制を一層強化する必要がある。

○ 性的アイデンティティは多様性があるため、居室やトイレなどを生物学上の男女で仕切るのではなく、個室化する等の物理的な面での改善を検討してもらいたい。また、入所時に児童の性的なアイデンティティに関して聴取するなどの工夫が必要ではないか。

項目別評価

	項目	評価
No.1	子どもの権利について、子どもに対して適切に説明しているか	a
No.2	子どもの意見等が尊重される仕組みがあるか	a
No.3	一時保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、同意を得ているか	a
No.4	一時保護期間中に、子どもに対して適切に説明し、同意を得ているか	a

No.5	一時保護解除について、子どもに対して適切に説明し、同意を得ているか	a
No.6	一時保護解除に向けて、子どもに対して必要な支援を行っているか	a
No.7	外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限は適切に行われているか	b
No.8	一時保護所の職員等による子どもへの虐待(=被措置児童等の虐待)の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	a
No.9	子ども同士での暴力等の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	a
No.10	思想や信教の自由の保障が適切に行われているか	a
No.11	性的なアイデンティティへの配慮が適切に行われているか	b
No.12	子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか	b
No.13	子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか	a
No.14	子どもからの聞き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われているか	a

II 一時保護の環境及び体制整備

○ 一時保護所として、衣食住等の安心・安全に関わる基本的な生活環境は適切に整備されており、全体として、子どもたちに安心・安全の居場所が提供されていると評価できる。職員体制においても、多様なニーズを抱える子どもたちへの支援が適切に実施されており、専門性向上のための研修等の取組も積極的に行われている。また、困難事案等において求められる関係機関との連携も効果的に実施されている。しかし、他方、以下4点の課題も認められる。

① 一時保護所は機能的には問題のない建物・施設となっているが、既存施設を改修利用していること等から、やや堅く、硬質な雰囲気施設の施設となっている。家族から分離されて精神的に混乱し、不安な状態にある子どもたち、自ら望んで入所しているわけではない子どもたちに対して安心・安全な居場所を提供するという一時保護所の趣旨からすると、柔らかく、暖かい雰囲気、さらには文化的で情緒的に過ごせる環境にすることが必要である。適切な壁紙やポスター等の利用、絵画その他の美術品や子どもたちの製作品の展示、おもちゃやぬいぐるみ

等の備品や花の設置等様々な方法により、低コストで雰囲気改善することは可能であると思われる。特に、相談室については、その利用目的に照らして、早期の改善が必要である。また、一時保護所においては、子どもの不安やストレスを軽減するためには開放的環境の下での学び・運動・遊びが重要であると思われる。建物の構造や立地上の限界もあって容易ではないが、周辺施設の利用、新たなプログラムの開発等により、同ニーズに応えるための、より積極的な取組が必要と思われる。

② 一時保護所での集団生活を維持するために一定のルールは必要であるが、安心・安全な居場所の提供という一時保護所の趣旨からすると、子どもの権利・自由の制限は必要最小限度にするという視点が重要である。そのために、集団生活にかかわるルールを、必要性和相当性の観点から継続的に見直す必要がある。また、個室の提供には体制上の限界があるが、個々のニーズに応じた発達保障の視点からの積極的な活用を検討する必要があると思われる。また、一時保護期間が長期化している子ども等については個室での生活を短期間でも経験させる取組等も重要であると思われる。

③ 集団生活のルールに乗りにくい子どもについては、しっかりとしたアセスメント(子どもの愛着課題・発達課題の見立て)に基づいた個別性の高い支援と指導を効果的に行う必要がある。職員が子どもの大人の注意をひくための行動や試し行動に精神的に振り回され、ハラスメント的な指導に陥ることがないようにするためには、相談部門との情報共有、個別ケース会議の積極的活用により、早期のアセスメントとプランニングが重要である。

④ 相談部門との連携については、オンラインによって効率的な情報共有が行われるようになっているが、上記③で述べたとおり、支援ニーズの高い子ども(支援が困難な子ども)については、ケース記録等の記録情報の共有だけでなく、保護に至る経緯、養育環境から予想される愛着課題と発達課題、予想される集団生活上の問題や課題等についての具体的な意見交換が必要となる。それを効率的に行うためには、オンラインによるケース会議の活用や論点・ポイントを押さえた上での面談等による意見交換が必要であり、それを効果的に行える専門性の向上とシステム作りが重要である。

また、職員には専門性の向上のための研修等が積極的に実施されているが、それらに加え、OJTやスーパービジョンの充実などの個別の支援体制をより強化していく必要がある。また、職員のメンタルヘルスサポートを目的とする定期的な相談の仕組みや専門機関との連携も重要である。

項目別評価

	項目	評価
No.15	一時保護所としての設備運営基準は遵守されているか	b
No.16	一時保護所は、個別性が尊重される環境となっているか	a
No.17	一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか	b
No.18	管理者としての役割が明確になっており、その責務が全うされているか	a
No.19	一時保護所として、必要な適切な職員体制が確保されているか	a
No.20	各職種の役割や求められる専門性・能力を考慮した人員配置が行われているか	a
No.21	情報管理が適切に行われているか	a
No.22	職員の専門性の向上及び意識共有のための取り組みが適切に行われているか	b
No.23	職員間での情報共有・引き継ぎ等が適切に行われているか	a
No.24	児童福祉司や児童心理司との連携が適切に行われているか	b
No.25	職場環境としての法令遵守や環境改善に取り組んでいるか	a
No.26	医療機関との連携が適切に行われているか	a
No.27	警察等との連携が適切に行われているか	a
No.28	施設や里親等との連携が図られているか	a
No.29	子どもの養育・支援を適切に行うために、必要な関係機関との連携が適宜行われているか	b

Ⅲ一時保護所の運営

○ 一時保護所の運営は年間の達成目標に基づき、全体として適切に行われていると評価できる。緊急一時保護の実施や子どもへの説明についても適切に実施されていると思われる。

○ 子どもへの生活面のケア、レクリエーション、食事、睡眠確保、学習支援等の各種の支援サービスについても、適切に提供されているが、その中でも特に食事の質・内容についての子どもたちの満足感が高い。また、子どもの安心・安全な居場所という観点からみたと、食事時間中の楽しい会話や雰囲気は極めて重要である。残念ながら、コロナ禍において子どもたちは食事中の会話ができない環境に置かれているが、今後、感染状況に配慮しながらも、積極的に正常化を図っていく必要があると思われる。また、子どもの特性に応じた配席の工夫等により、子どもがリラックスして食事ができる環境作りが重要である。

○ 学習支援についても、限られた人員体制の中で、基本的に適切な学習支援が提供されていると思われる。他方、一時保護所の子どもたちは、学齢や学力、保護期間もバラバラであることに加え、学習意欲を全く持てていない子どもから、受験を控えて学習ニーズの非常に高い子どもまで、様々なニーズを抱えた子どもが共同生活しており、集団教育の中で、これらの個別の学習ニーズに具体的にどう応えていくかが課題である。プリント学習等への個別支援が中心にならざるを得ないが、支援開始にあたり、子ども自身の意見を聴きながら学習ニーズについてのアセスメントを行うなどの取組みが重要である。この個別ニーズに答えるという視点からも、在籍校との連携や通学機会の確保にも、より積極的に取り組んでいく必要があると思われる。

○ 性的問題を抱えた子ども、自傷・他害リスクのある子ども、無断外出等のリスクのある子ども、重大事件にかかる触法少年、重要な親族を失った子ども、虐待を受けた子ども、障がいのある子ども等への対応・支援については、いずれも専門機関、他機関との連携も含めて、基本的に適切な支援を提供できているものと思われる。言うまでもなく、これらの特別なニーズを抱えた子どもたちについては、より早期に、リスクアセスメントと支援ニーズのアセスメントを行い、リスク防止の明確な目的意識をもって支援を行う必要がある。

また、障がいのある子どもについては、発達障がいを含めて障がい概念が多様化していることから、障がいの具体的内容と程度、具体的にどのような支援が必要であるかについてのアセスメントが重要であり、相談部門及び専門機関との効果的連携が不可欠である。

項目別評価

	項目	評価
No.30	一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか	a
No.31	一時保護所の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか	a
No.32	緊急保護は、適切に行われているか	a
No.33	一時保護所における生活面のケアは、適切に行われているか	b
No.34	レクリエーションのための環境やプログラム等が適切に提供されているか	b
No.35	食事が適切に提供されているか	a
No.36	子どもの衣服は適切に提供されているか	b
No.37	子どもの睡眠は適切に行われているか	a
No.38	子どもの健康管理が適切に行われているか	a
No.39	子どもの教育・学習支援が適切に行われているか	b
No.40	未就学児に対しては適切な保育を行っているか	
No.41	家族等との面会や、家族等に関する情報提供等は適切に行われているか	a
No.42	子どもの性的問題に対して、適切な対応が行われているか	a
No.43	他害や自傷行為を行う可能性のある子どもに対して、適切な対応を行っているか	a
No.44	無断外出を行う子どもに対して、適切な対応を行っているか	a
No.45	重大事件に係る触法少年に対して、適切な対応を行っているか	a

No.46	身近な親族等を失った子どもに対して、適切な対応を行っているか	a
No.47	被虐待児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	a
No.48	障がい児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	a
No.49	健康上配慮が必要な子どもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	a
No.50	無断外出の防止に努めるとともに、発生時の対応は明確になっているか	a
No.51	災害発生時の対応は明確になっているか	a
No.52	感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか	a
No.53	一時保護所の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順は明確になっているか	b
No.54	一時保護所としての質の向上を行うための仕組みがあるか	a

IV 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント

○ 個々のケースについてのアセスメント、ケアの詳細まで確認することは困難であったが、具体的に説明のあったケースについて適切に把握されていると思われた。紹介された事例を通じて、多機関連携が適切におこなわれていることが確認出来た。

○ また、アレルギー、疾病などについても個々に適切な配慮がなされていた。折しもコロナ禍にあって、感染症に関する防疫については相当な困難を伴ったことが想像に難くないが、適切な対応がなされていた。

○ 職員の執務室は一箇所に集約され、随時情報交換が可能な構造となっており、個別ケースについての質問に対しても適切な回答を得ることが出来、個々の子どもに関する情報が職員間で共有されていることが確認出来た。

項目別評価

	項目	評価
No.55	一時保護開始にあたって、子どもや子どもの家庭に関する情報等が適切に把握されているか	a
No.56	関係機関等と連携して総合的なアセスメントを行い、援助方針を決定しているか	a
No.57	援助指針に沿った個別ケアを行っているか	a
No.58	一時保護中において、子どもの変化に応じた援助方針の見直し等が行えているか	a
No.59	一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか	a
No.60	観察会議が適切に実施されているか	a

V 一時保護の開始及び解除手続き

○ 一時保護所への入所の理由について、十分な説明はおこなわれているはずだと思うが、入所児の理解力や状況によって理解が十分とは言えない子どもが少数ながら存在する。この点は、児童の退所後の精神状態の安定や生活に深く関わるため、保護期間中に複数回の確認と説明が必要と思われる。入所は、児童自身の主体的判断でおこなわれることはほとんどないと思われることから、主体性を毀損される体験となりうる。入所期間等について、児童が展望を持てるようにする(実際には、入所当初は特に具体的な見通しを伝えることは困難な場合が多いと考えられるが)ことが望ましい。

項目別評価

	項目	評価
No.61	一時保護開始にあたり、必要な支援が適切に行われているか	b
No.62	一時保護中の子どもの所持物について、適切な対応が行われているか	a
No.63	一時保護解除にあたり、関係機関等に対し、必要な情報が適切に提供されているか	a
No.64	一時保護解除にあたり、子どもの所持物について、適切な対応が行われているか	a

利用者調査（児童アンケート）の結果（令和3年度）

■実施概要

【実施日】令和3年9月9日

【実施者】大阪府家庭支援課

【実施児童数】7歳から17歳までの全入所児童 27名

【実施方法】無記名の自記式アンケート

問：ここに来る前に一時保護所がどのような所なのか説明されましたか。

された	よくわからない	されなかった	合計
23	2	2	27

問：あなたがなぜここで生活することになったのか、その理由を説明されましたか。

された	よくわからない	されなかった	合計
23	2	2	27

問：ここには、だいたいいつまでいなければならないのか、今どのような状況なのか、この職員や子ども家庭センターの人から話をされましたか。

された	よくわからない	されていない	合計
20	4	3	27

問：あなた自身のこれまでのことや今後どうしたいか、この職員や子ども家庭センターの人に聞いてもらえましたか。

聞いてもらえた	まあ聞いてもらえた	あまり聞いてもらえなかった	聞いてもらえなかった	合計
23	4	0	0	27

問：この職員や子ども家庭センターの人で、あなたの話をよく聞いてくれる人はいますか。

いる	いない	わからない	合計
22	0	5	27

問：ここでの生活で、この職員に大切にされていると感じることはありますか。

よくある	少しある	あまりない	まったくない	合計
18	8	1	0	27

問：自由に過ごせる時間は十分にありますか。

多い	ふつう	少ない	合計
9	15	3	27

問：自由時間で楽しいことはありますか。

ある	ない	回答なし	合計
23	3	1	27

問：家族や学校教諭等との面会、手紙のやりとりなどが、できていますか。

面会できる	手紙のやりとり ができる	どれも希望は聞い てもらえない	希望したことが ない	回答なし	合計
4	2	2	18	1	27

問：ここで学習している内容は今まで通っていた学校での学習に比べて難しいですか。

難しい	やや難しい	やや易しい	易しい	回答なし	合計
1	3	10	12	1	27

問：学習時間以外の活動（午後の活動等）は楽しいですか。

楽しい	まあ楽しい	あまり楽しくない	楽しくない	回答なし	合計
9	11	4	2	1	27

問：食事はおいしいですか。

おいしい	まあおいしい	あまりおいしくない	おいしくない	回答なし	合計
15	8	2	1	1	27

問：食事の時間は楽しいですか。

楽しい	まあ楽しい	あまり楽しくない	楽しくない	回答なし	合計
10	6	6	4	1	27

問：ここでの生活で嫌なことや困っていることはありますか。

ある	ない	回答なし	合計
7	19	1	27

問：不安なことや困ったことなどがあった時にここの職員や子ども家庭センターの人に相談できましたか。

できた	できなかった	相談することがなかった	合計
16	2	9	27

問：ここでの生活でうれしかったことはありますか。

ある	ない	合計
11	16	27

問：ここでの生活は全体をとおしてどうですか。

よい	まあよい	あまりよくない	よくない	合計
11	10	3	3	27